

平成二十九年三月十七日受領
答弁第一一二二号

内閣衆質一九三第一一二号

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員上西小百合君提出安倍昭恵総理夫人の「公人」・「私人」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員上西小百合君提出安倍昭恵総理夫人の「公人」・「私人」問題に関する質問に対する答弁書

一について

総理夫人とは、内閣総理大臣の配偶者を指して一般的に用いられる呼称であり、当該呼称を用いるに当たり、公務員としての発令を要するものではない。公人とは、一般に、公職にある人を意味するものと承知しており、他方、私人とは、一般に、公人の対義語として用いられるものと承知している。その意味で総理夫人とは、公人ではなく私人であると認識しており、それはお尋ねの「安倍昭恵総理夫人」についても同様である。

二について

安倍内閣総理大臣の夫人（以下「安倍総理夫人」という。）は、国の機関の依頼又は要求に応じ、安倍内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること（以下「総理公務補助」という。）を行っている。

御指摘の「名刺等」及び「肩書」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人が総理公務補助を行う際には、例えば「内閣総理大臣夫人」、「内閣総理大臣令夫人」といった呼称が

用いられているものと承知している。

お尋ねの「〔私人〕で使用する場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人の私的な行為に関するものについては、政府としてお答えする立場にない。

三について

お尋ねの「政府から〔総理夫人手当〕のような、名称はともかくとして、国からならぬかの形で月例で支給されている手当等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人は国家公務員ではなく、国からの給与は支給されていない。また、内閣総理大臣の受ける給与は、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第二条に規定する俸給、地域手当及び期末手当のみである。

四の1及び2について

御指摘の「出張扱い」、「年休扱い」、「事故等」及び「労災適用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣総理大臣の夫人による総理公務補助を支援する職員が公務のため旅行する場合には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)及び国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定が適用される。

四の3について

御指摘の「このような場合」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、一般論としては、公務のため旅行する職員に対しては、旅費法に基づき、旅費（以下「標準の旅費」という。）を支給することが可能である。一方で、旅費法第四十六条第一項及び「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針」（昭和二十七年四月十五日付け蔵計第九百二十二号大蔵省主計局長通牒別紙）において、標準の旅費のうち国の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、これを支給しないものとすることとされており、安倍総理夫人からの申出により総理公務補助を支援する職員の旅費が安倍総理夫人の負担により支払われた場合はこれに該当するため、国は当該職員に対し標準の旅費の支給をしないものとしている。

四の4について

御指摘の「総理夫人にこのようなかたちで職員が随行した」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「直近の資産内容」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成十三年一月六日閣議決定）に基づき平成二十七年二月六日に安倍内閣総理大臣が公開し、「国務大臣等の資産公開について」（平成十三年一月十八日内閣官房長官決定）に基づき内閣官房長官に連絡された公開の内容のうち、配偶者の資産は次のとおりであると承知している。

土地 該当なし

建物 該当なし

預貯金 該当なし

有価証券（株式）株式会社 TEAM A 二十株

貸付金 八百万円

借入金 該当なし

ゴルフ会員権 セントラルパークゴルフ倶楽部 一口

自動車等（ヨット・飛行機・競走馬） トヨタプリウス 平成十九年式 一台

書画骨とうその他の美術工芸品 該当なし